

令和元年 9 月吉日

お取引様各位

奈良県香芝市畑 7 丁目 2 - 14
株式会社ミナミ研磨
代表取締役 南信義

消費税法の改正に係るお取引扱いのお知らせ

拝啓 貴社益々ご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税法の改正に関する法律施工による、令和元年 10 月 1 日から消費税率の改定に付きまして、弊社では下記の取り扱いとさせていただきます、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. ご請求の消費税率は、商品納品時の消費税率となります。受注日が 9 月 30 日以前であっても、令和元年 10 月 1 日以降に納品となる場合は、全て消費税率 10%にて請求させていただきます。
2. ご請求締め日が末日以外のお取引様につきましては、令和元年 9 月 30 日締め分と通常の締め分 2 通に分けてご請求させていただきます。
3. ご注文の状況により、令和元年 9 月以前に頂いたご注文でも（輸出品も含む）令和元年 10 月 1 日以降の出荷となる場合もございます。その場合は上記 1 の通りご請求させていただきますので、ご了承下さいます様お願い申し上げます。

以上